

## 相続等で農地を取得した届出のお願い

平成21年12月農地法の改正により、相続などによって農地を取得した方は、農業委員会に届出が必要となりました。

農地の権利取得があった場合には、農業委員会に届出をお願いします。

### 農地(田・畑・牧場)を相続等で取得したときは…



**地元の農業委員会に  
届出をお願いします。**

農業委員会では、例えば、相続した方が地元を離れていて、自分では手入れができない場合に、農地の管理についてのご相談や、地元で借い手を探すなどのお手伝いをします。

手続は簡単です。農業委員会の窓口までお越してください！

池田町農業委員会 TEL015-572-3126